

# 令和元年分 相続税の申告事績の概要

---

令和2年12月  
国 税 庁

## I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

# I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は1,381,093人（前年対比101.4%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は115,267人（同99.1%）で、その課税価格の総額は15兆7,843億円（同97.2%）、申告税額の総額は1兆9,754億円（同93.7%）でした。

## ○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		平成30年分 <sup>(注1)</sup>	令和元年分 <sup>(注1)</sup>	
①	被相続人数 <sup>(注2)</sup> （死亡者数）	1,362,470 人	1,381,093 人	101.4 %
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	116,341 外 33,140 人	115,267 外 32,534 人	99.1 外 98.2 %
③	課税割合 (②/①)	8.5 %	8.3 %	▲0.2 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	258,498 人	254,517 人	98.5 %
⑤	課税価格 <sup>(注3)</sup>	162,360 外 17,362 億円	157,843 外 16,644 億円	97.2 外 95.9 %
⑥	税額	21,087 億円	19,754 億円	93.7 %
⑦	1 被 人 相 当 続 た 続 り 人	13,956 外 5,239 万円	13,694 外 5,116 万円	98.1 外 97.6 %
⑧	税額 (⑥/②)	1,813 万円	1,714 万円	94.6 %

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

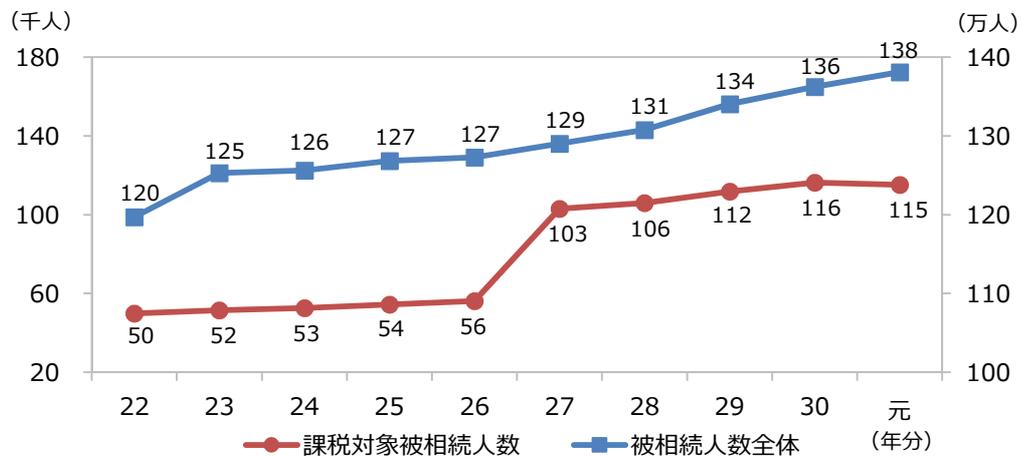
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

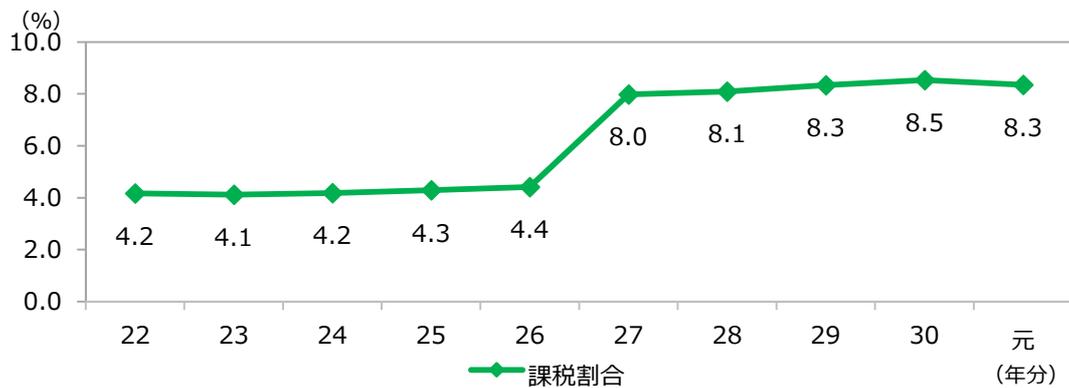
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

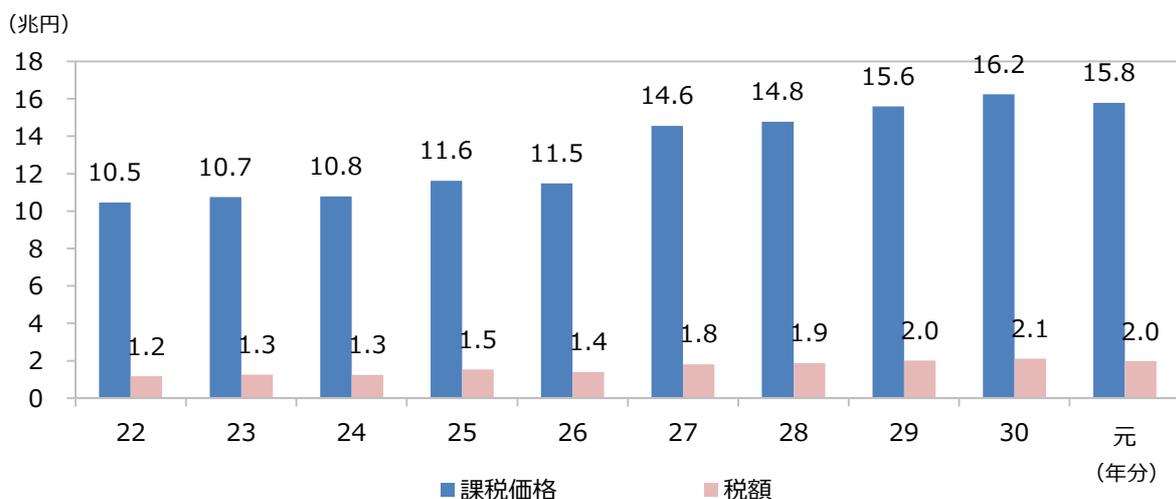
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

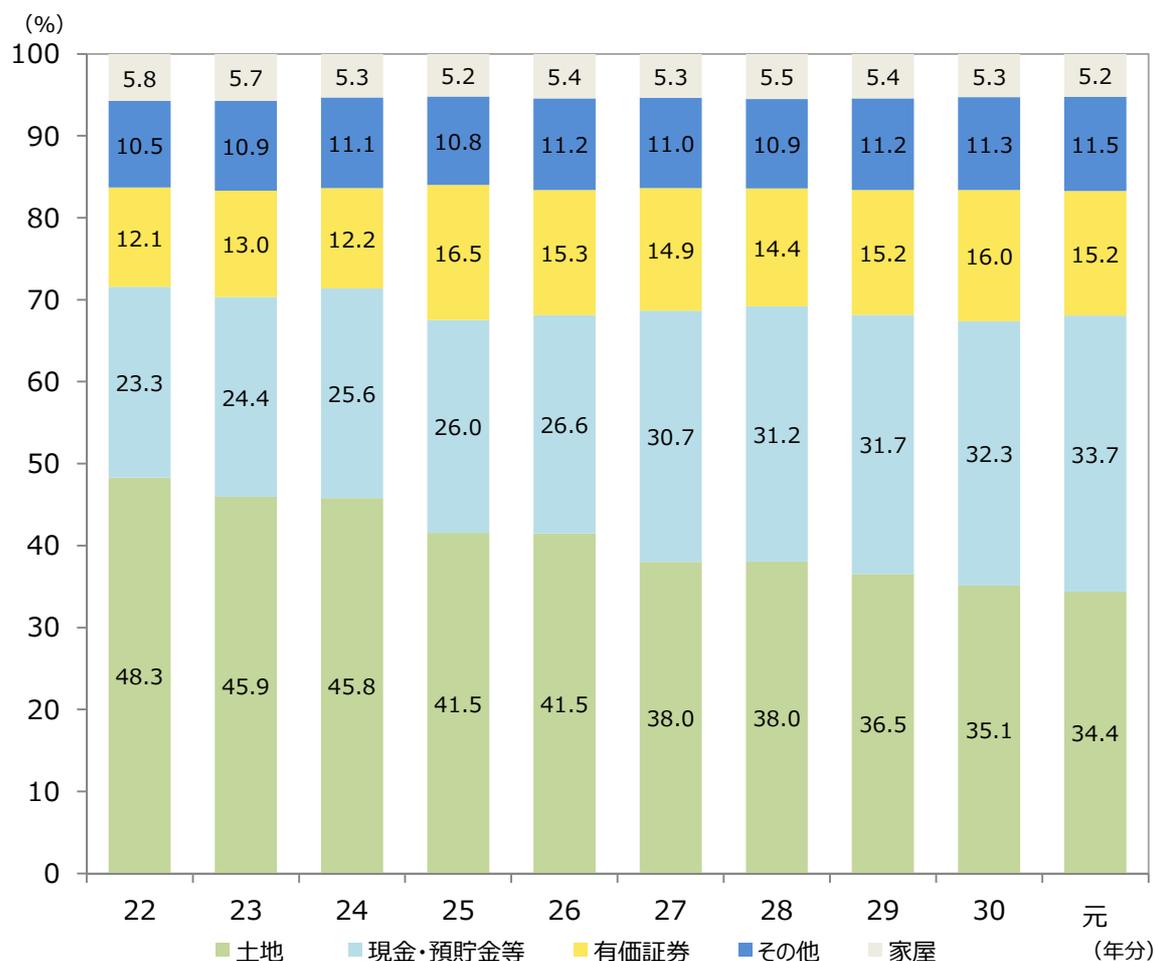
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	55,332	6,591	13,889	26,670	12,071	114,555
23	53,781	6,716	15,209	28,531	12,806	117,043
24	53,699	6,232	14,351	29,988	12,978	117,248
25	52,073	6,494	20,676	32,548	13,536	125,326
26	51,469	6,732	18,966	33,054	13,865	124,086
27	59,400	8,343	23,368	47,996	17,256	156,362
28	60,359	8,716	22,817	49,426	17,345	158,663
29	60,960	9,040	25,404	52,836	18,688	166,928
30	60,818	9,147	27,733	55,890	19,591	173,179
令和元年	57,610	8,793	25,460	56,434	19,228	167,524

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。